

いじめ防止プログラム開発の試み

—いじめか否かが判然としない架空事例を教材として—

藤川 大祐

千葉大学教育学部

いじめ防止対策では、いじめの発生が確認されてから対応がなされると考えられがちであるが、実際にはいじめか否かが判然としない状態を意識し対応できるようにすることが、教師にも児童生徒にも求められる。本研究では、市川市学校支援実践講座の一環として、いじめか否かが判然としない状態を描いた文章教材を中心とした授業プログラムを開発し、市川市内の小学校において担任教師及び地域支援者によって授業を実施した。こうした教材によって、子どもたちが学級の人間関係について考えようとする意欲が喚起され、いじめや人間関係についての子どもたちの考え方が明らかになることが確認され、こうした授業がいじめ防止に寄与することが示唆された。¹

キーワード：いじめ、いじめ防止プログラム、架空事例、ヒヤリ・ハット、地域支援者

1. いじめ防止対策で目指されるべきこと

1.1. いじめの認知件数と実態との乖離

2011年10月に滋賀県大津市で中学生男子がいじめを苦にして自殺したとされる事件に関して、2012年5月以降、学校、教育委員会、警察等の対応が不適切であるとして注目されるようになり、いじめ問題に関してさまざまな対応が議論されるようになった。

2012年11月、文部科学省はいじめに関する緊急調査の結果を発表した²。半年間で認知されたいじめの件数は144,054件となり、前年の約2倍となったと報じられている³。さらに、2013年12月発表の調査⁴によれば、前年度のいじめ認知件数は198,108件であり、過去最高の件数となった。

こうした調査結果を受け、報道ではいじめ認知件数が強調して報じられる傾向が見られる。しかし、藤川(2012)でも論じたように、いじめの認知件数の増減は、いじめ問題の深刻さを直接反映したものとは言えない。図1のように、これまでも、いじめの定義が変わるごとに認知件数は急増し、その後はゆるやかに認知件数は減少している。すなわち、いじめが社会的に注目されている状況では、いじめについての定義が変更されることはいじめ、見過ごしがちな事例をも教師たちが丁寧に確認し、調査の際に報告されるようになったと考えられる。都道府県別の児童生徒1000名あたりのいじめ認知件数を見ても、最大の鹿児島県が166.1件、最小の佐

賀県が2.0件と大きな違いが生じている。いじめの発生件数が地域によって大きく異なる理由は考えにくく、都道府県ごとに調査のあり方が異なっていると考える必要がある。

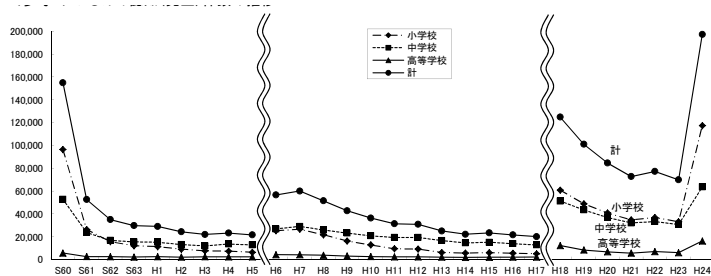


図1 いじめの認知（発生）件数の推移

いじめの認知件数の増減がいじめ問題の深刻さを反映しないことは、児童生徒への質問紙調査からもうかがわれる。文部科学省国立教育政策研究所が継続して行っている質問紙調査⁵によれば、いじめの被害経験率には大きな増減はなく、「いじめは常に起こっているものであり、『流行』とか『ピーク』という感じ方や考え方は誤りであることが分かります」⁶とされている。同調査の報告書が言うように、いじめは誰にでも起こりうると考える必要がある。

1.2. いじめか否かが判然としない状態への対応

いじめの認知件数の増減にかかわらず、いじめの被害や加害を経験する児童生徒が一定数いるということは、いじめが生じていても、教師や周囲の児童生徒からはいじめと認知できない場合が多いことを意味する。また、

Daisuke FUJIKAWA : Development of an Learning Program on Bullying・Fictitious Cases which are unclear whether or not Bullying as Materials・ Faculty of Education, Chiba University

いじめの被害者も加害者も、自分がいじめの当事者であることを認めたがらない場合がある。これらのことから、学校における実態としては、いじめか否かが判然としない状態が多いということが言える。

いじめ問題への対策に関する議論では、いじめか否かが判然としない状態についての言及があまり見られない。いじめが行われることを確認してから必要な対応がなされるべきことが、当然とみなされやすい。こうした傾向は、次のような表現に典型的に見られる。⁷

いじめが確認された場合、学校は、いじめの実態を迅速かつ的確に捉えた上で、教職員による説諭、毅然とした指導などの教育的指導から警察等の関係機関と連携した対処まで、その実態に応じて最適な対応を行うようにする。

この表現では、いじめが確認された後に、いじめの実態を捉えることが求められている。しかし、実態を捉えていない段階では、そもそもいじめか否かが判然としない場合が多いと考えられる。

いじめか否かが判然としない状態が多いという前提で、いじめ問題への対応が検討される必要がある。こうした検討に際しては、「ハインリッヒの法則」が示唆を与えてくれる⁸。

「ハインリッヒの法則」とは、労働災害に関する経験則であり、1件の重大な事故の背景に29件の軽微な事故があり、300件の「ヒヤリ・ハット」があるとされるものだ。「ヒヤリ・ハット」とは、事故が起きたかもしれない、事故が起きそうだというように、当事者がヒヤリもしくはハットとする事態のことである。この経験則を活かせば、重大事故ばかりに意識を奪われずに、軽微な事故を分析して軽微な事故を減らす努力をしたり、事故にまで至っていない「ヒヤリ・ハット」事例を分析して「ヒヤリ・ハット」を減らしたりすることが重大事故の防止につながると考えることができる。

このような考え方は、労働事故防止とは違う文脈にも応用可能である。たとえば、生徒の自転車通学が多い学校で自転車が自動車と接触する事故が続けて起こった際に、より重大な事故を防ぐために接触事故（軽微な事故）に加えて「ヒヤリ・ハット」事例を生徒から広く集め、こうした事例が発生した場所を地図上にプロットすることによって事故が起こる可能性が高い場所の特徴を明らかにし、生徒に周知するという対応が可能である。

⁹

同様に、ハインリッヒの法則をいじめ問題への対応に応用することが可能である。ハインリッヒの法則を単純にあてはめれば、児童生徒の心身に深刻な影響を与えるような重大事態が1件起こる背景には、29件のより軽

微ないじめが起こっており、300件の「ヒヤリ・ハット」が起こっていることとなる。具体的な数値にはあまり根拠がないかもしれないが、いじめかもしれない、いじめにつながるかもしれないとヒヤリもしくはハットとする事態に敏感になり、そうした事態の段階で対応ができるようにしていくことで、重大事態の発生を抑止することができると考えられる。

具体的には、周囲の者から悪口を言われていても言われている側の者は笑って受け流していたり、仲良く過ごしている者たちの中で特定の者が面倒なことばかりやらせられていたりといった状態が、学校では日常的に起きうる。こうした状態において、いじめが起きているか否かを判断することは困難である。しかし、いじめか否かの判断をしなくても、こうした状態に注意を向けることは可能だ。

いじめ問題への対応については、いじめの予防、いじめの早期発見、発見されたいじめへの対処の3つの段階が必要とされる¹⁰。しかし、いじめの早期発見とは、いじめか否かが判然としないがいじめが疑われる事態を発見することを含むものでなければならない。こうした事態の多くは、結果的にはいじめとはみなされず、「ヒヤリ・ハット」事例であったとされるはずの事態である。教師や児童生徒がいじめか否かが判然としない事態に敏感になり、そうした事態の改善をはかれるようになることは、いじめ問題への対応として重要な点である。

1.3. 先行事例について

いじめ防止等に関わる授業実践や教材は非常に多く発表されているが、いじめか否かが判然としない状態を扱うものは非常に少ない。多くは、いじめが生じている事態を扱うもの¹¹か、いじめを直接扱わない人間関係づくりや人権学習に関わるもの¹²である。

いじめか否かが判然としない事例を取り上げた例としては、坂本（1996）に掲載されている「何度までなら許されるか」という文章教材がある。中学校の教室において、教師の説明を聞き漏らした生徒に対する他の生徒からの「ちゃんと説明聞けやあ」「どこに耳つけてるねん」といった発言がどこまで許されるのかを問題にする教材である。本研究では、この教材の成果を踏まえつつ、3.2で詳述するように、この教材とは違うアプローチでの教材開発を行う。

2. 本研究の目的と方法

2.1. 本研究の目的

本研究は、ここまで論じてきた問題意識に基づき、教師や児童生徒がいじめか否かが判然としない状態を意識することにつながるいじめ防止プログラムを開発し、

学校現場での実践を通して当該プログラムの意義と課題を検討するものである。

2.2. 研究方法

「当事者にとっていじめという認識がない場合が多いことを前提に、リスク要因を挙げて減らしていく」という方針のもと、いじめか否かが判然としない架空事例を扱う文章教材を作成し、この教材を活用した授業をいじめ防止プログラムとして開発する。そして、このプログラムに基づいた授業を小学校で実施し、授業中の子どもたちの様子や授業を行った教師等からのフィードバックにもとづき、このプログラムの成果と課題を検討する。

3. プログラムの開発

3.1. 市川市学校支援実践講座としての取組

今回のいじめ防止プログラム開発は、千葉県市川市教育委員会生涯学習振興課との連携において取り組むものである。

市川市では、「平成 25 年度学校支援実践講座」として、市民が学校におけるいじめ問題について学んだ上で地域支援者として小中学校に出向いて、いじめに関する児童生徒との交流会を行い、深刻ないじめの未然防止に寄与しようとする取組を行うこととなった。この取組について市川市から千葉大学教育学部に対して協力要請があり、藤川が担当してプログラム開発の監修を行うこととなった。

2013年1月から2月にかけて受講者の募集がなされ、地域団体の推薦等を中心に39名の市民からの応募があった。他方、地域支援者とのいじめに関する交流会については校長会等を通して市川市内の学校に対して募集が行われ、最終的に小学校4校9学級、中学校5校5学級で交流会が実施されることとなった。受講者は5～6名ずつ7グループに分かれ、それぞれ担当の学校・学校について、学級担任の教師とともに交流会としての授業を行うこととなる。

年間の日程は以下の通りである。

2013年5月27日(月) 第1回学校支援実践講座

参加者ガイダンス、藤川による講演「いじめの問題をどう捉えるか」など。

2013年6月24日(月) 第2回学校支援実践講座

研修「ネットいじめ・少年犯罪の現状と課題」(講師：市川警察署、黒岩美津子さん)、中学校用プログラム演習など。

2013年7月19日(金) 第3回学校支援実践講座

研修「不登校の現状と課題」(講師：市川市教育センター、小林恵子主幹)、小学校用プログラム演習など。

2013年8月26日(月) 第4回学校支援実践講座

小中学校教員との演習及び事前打ち合わせなど。

2013年9月～12月

小中学校にて交流会を実施。

2013年1月27日(月) 第5回学校支援実践講座

市教委講評、藤川による講演「地域で取り組むいじめ問題」など。

交流会のプログラムは、小学校用と中学校用とを分けて扱うこととし、小学校用プログラムについては藤川が基本的な教材を提案し、教育委員会事務局にて学習指導案に準じた「展開例」を作成してもらった。中学校用プログラムについては教育委員会事務局からの提案で、上越教育大学の梅野正信教授が作成したいじめ裁判の判決文を読むプログラム¹³を梅野教授の許可を得て使用することとなった。これらのうち、本研究に関わるのは、小学校用プログラムの前半(1時間分)である。

3.2. 架空事例教材の作成

小学校用プログラムの前半では、いじめか否かが判然としない状態を描いた架空事例を、藤川が文章教材として作成することとした。

小学校用プログラムでは、対象を5年生もしくは6年生として設定した。4年生以下での授業が不要ということではないが、限られた期間で多様な学年向けのプログラムを開発することには無理があると考え、2013年度は高学年のみを対象としている。

教材は、小学校の日常で生じうる具体的な状況を端的に示す文章とすることを目指した。藤川(2012)における検討にもとづき、いじめか否かの判断が難しい「いじり」の状態と、ある種の発達障害の可能性があって忘れ物を繰り返して周囲の子どもに迷惑がられる子どもとを扱う2編の文章を作成した¹⁴。

藤川が作成した2編の文章教材は以下である。

架空事例(1)

オサム、コウタ、ショウヘイは、小学校6年生の男子3人組。休み時間や放課後、いつも一緒にいる。

オサムは他の2人よりかなり背が低い。最近では、コウタやショウヘイは、オサムのことを「チビ」と呼び、「おいチビ、行こうぜ!」と呼んだりしている。オサムがにこにこしながらコウタやショウヘイについていっている様子が見られる。

担任教師や一部の子どもは、この「チビ」という呼び方が気になっている。このまま呼ばせていてよいのだろうか?

架空事例(2)

小学校4年生のミズホには少々抜けたところがあり、忘れ物が多い。

ある日、算数の授業にミズホだけが三角定規を忘れてしまった。隣の席のマサキがこのことに気づき、「またオマエ忘れたのかよ」などと言っている。前の席のコズエも、「ミズホ、ダメだよ～」と同調する。その隣のヨウスケは「まったく、ミズホは成績も悪いし、忘れ物もするし、最悪だな」などとつぶやいている。ミズホは、こうした周囲の子どもたちの言葉など意に介さないような態度で、ノートにフリーハンドでできない図を描き出した。

担任教師や一部の子どもは、ミズホには困ったなあと思いながら、このままにしてしまっただけでよいのかと考えている。どうしたらよいのだろうか？

この文章教材については、市川市教育委員会担当者の了解を得た後、2013年5月17日の第1回学校支援実践講座、同年7月19日の第3回学校支援実践講座にて受講者より意見のフィードバックを得た。また、藤川が担当した以下の研修・講習においても紹介し、参加者からフィードバックを得た。

- ・ 2013年7月21日(日) 新潟県妙高市、教員・一般対象のいじめに関する講演会
- ・ 2013年8月19日(月) 千葉大学における教員免許更新講習

こうしたフィードバックの中では、文章教材については現実的な事例でよいという肯定的な感想が多く、本格的な変更の必要はないことが示唆された。他方、以下の指摘があった。

- ・ 発問に工夫が必要ではないか。
- ・ 学級に同様の名前の子どもがいる場合には人物の名前を変更する必要がある。
- ・ 背の低い子どもがいると「チビ」に関して議論しにくいのではないか。
- ・ 「少々抜けたところがあり」という言い方が否定的すぎるのではないか。
- ・ 「架空事例」という言い方では現実離れしている印象を与えてしまう。
- ・ メモを取るスペースがほしい。
- ・ 担任以外の教師も気にしているという記述を入れてはどうか

以上をふまえ、文章教材の内容は基本的に変更しないものの、以下の対応を行うこととした。

- ・ 文章教材を配布する際に、ワークシート形式として、考えたことや話し合ったことを書く欄を設けることを試みた。
- ・ 学級担任との打合せの際に、登場人物の名前が学級の子どもの名前と同じである等、名前が気になる場合には、登場人物の名前を変更することとした。

3.3. 授業の構成

授業(45分×2時間)の基本的な構成は、以下のようにした。

- ・ 各学級5～6名程度のグループの形をとり、各グループに地域支援者1名が入る。
- ・ 最初に担任教師から授業の趣旨を説明し、地域支援者を紹介。この際「いじめ」という言葉は使わず、テーマとして「学級の中の人間関係について考える」を掲げる。
- ・ 架空事例(1)を提示(スクリーン及びワークシート)。各自の考えをメモさせた上で、各グループで話し合い。地域支援者が聞き役となり、整理する。(メモから話し合いで10分程度を予定)
- ・ 地域支援者が各グループで出た話題を発表。教師は黒板で整理。必要に応じて、全体で意見交換。
- ・ 架空事例(2)についても同様に扱う。(ここまでで60分程度)
- ・ この後、別の文章教材¹⁵を扱い、いじめに関してさらに話し合う。

事前の演習や打合せで、地域支援者となる方々に対して、子どもたちの話を丁寧に傾聴していただくことを強く依頼した。大人が真剣に話を聞いてくれることで、子どもたちは教材の中の人物それぞれの立場から、教材で描かれている状況を読み取ろうとすることが期待できる。また、他の子どもの話を大人が丁寧に聞く様子を見て、考えの異なる他者の話に耳を傾け、そうした話を踏まえて考えを深めようとするのが期待できる。

なお、他者から認められ自尊心を高められることは、いじめに関与するリスクを低減させようと考えられることについても地域支援者となる方々に伝え、話を丁寧に聞くことによって子どもたちを認めていくことについても、意識してもらった。

学級の様子や教師の授業のスタイル等は多様であると考えられたが、以上のような構成によって子どもたちが地域支援者とともに、いじめにつながりうる状況に関して深く検討することが可能になると考えられた。

4. 授業の実施

4.1. 授業の様子

実際に授業を実施したところ、おおむね期待通りに子どもたちが各文章教材について検討する様子が見られた。各文章教材が示されると、子どもたちは興味深そうな様子を見せ、何かを言いたそうな態度で教材を読んでいた。そして、ワークシートに自分の意見を書き、書いた内容を前のめりになって地域支援者に説明していた。地域支援者が、子どもたちの間の意見の対立について指摘すると、子どもたちは強く自分の意見を主張するのではなく、他の子どもの意見を理解した上でさらに整合的に考えられるよう検討を進めた。

具体的には、以下のような様子が見られた。

架空事例(1)について

- 「嫌なら本人が嫌と言うはず」「友だちだったら言えるはず」という発言が出た一方で、「本心が言えないことがある」「言うとう人間関係が壊れると考えてしまう」という発言が出て、地域支援者が、こうした双方の意見があることを確認していた。
- 周囲の子どもについて、当事者たちと人間関係ができていないと話を聞いたり注意してあげたりすることが難しいという発言が出るがあった。「チクる」ことになるという発言もあった。
- 全体的には、問題ないと考える子どもが約半数、このままではまずいと考える子どもも約半数であった。

架空事例(2)について

- きつい言い方はまずい（「注意でなく悪口だ」等）ということについては、どの子どもも一致していた。忘れ物をしないようになるための工夫や忘れても困らないようにする工夫を具体的に話す子どもが多かった。他方、忘れ物をする子どもは「少し悪い子」という言い方もあった。
- 教師がもっと頑張って指導してほしいという発言が多く出されていた。子どもたちの教師への期待がうかがわれた。

4.2. 子どもたちの感想等

市川市教育委員会の担当者の整理によると、授業を受けた子どもたちの感想には以下があった¹⁶。

★気づき

- 「いじめ」について少し考えが深まりました…
- 気付かされるのがたくさんあった学習だと思いました…
- いろいろな意見が出てき「へー」とか「たしかに」とか思いました…

- 私はもしかして、いじめているのかもしれないので気をつけようと思いました…

★期待、行動への意欲

- 悪口を言っている人も、やさしい気持ちになってくれたと思います…
- 私は、いじめをうけている人がいたら、助けてあげたいと思った…
- どのようにいじめられているのか、話を聞いてあげようと思っています…
- いじめと出会ったら、この授業を思い出し、いじめを止めようと思いました…

★受講者との交流の成果

- いつもの道徳と違って、たくさんの意見が言えたと思います…
- 地域の人は、私の言っていることをちゃんと聞いてくれて、すごくうれしくて、楽しかったです…
- 知らない人とやる授業は、少し緊張したけれど、わかりやすくすごく楽しく勉強になった。何回やってもあきないくらいだった…
- 今回は、地域の方にいろいろ質問されて、それをみんなで話し合うのが楽しかった…また、こんな風に話し合いたいと思いました。
- 最後に（地域の人が）「5年〇組の子はやさしいね」と言って泣いてくれた事が、ものすごくうれしかった…

地域支援者とともに授業を行った担任教師や、授業を見ていた校長等からも、子どもたちが互いの話を丁寧に聞きながら考えを深めている様子に対して好意的な感想を得ることができた。

5. 本研究の成果と今後の課題

5.1. 本研究の成果

架空事例を取り上げた 2 つの文章教材を活用した授業プログラムは、子どもたちが学級の人間関係について考えようとする意欲を十分に喚起するものであることが確認された。また、こうした教材を活用することにより、いじめか否かが判然としない状況について子どもたちの判断が分かれること、判断が分かれた状態で議論をすることによっていじめや人間関係についての子どもの考え方が明らかになることも確認された。こうしたことから、こうした教材を活用した授業が、いじめ防止のために寄与しうることが示唆された。

5.2. 今後の課題

本稿は、市川市学校支援実践講座におけるいじめ防止のための交流会の取組に関して、プログラム開発に関わることがらを中心に書かれたものである。このため、本稿で述べた成果には注意が必要である。以下、特に重要と考えられる点を述べる。

第一に、本稿で取り上げた授業は、数ヶ月にわたって準備をした地域支援者たちが参加するという特殊な条件の下で実施されたものである。学級担任のみによる授業とは大幅に条件が異なるのはもちろん、特に準備をしていない地域住民が授業に入る場合とも条件が異なる。実際に授業に立ち会った感想としても、いじめの問題について一定の学習をした上で子どもたちの話を丁寧に聞く地域支援者の存在は非常に大きいと感じられる。こうした特殊な条件がない場合に、どのような授業を行うことができるかは、今後の課題としたい。

第二に、授業中の個々の子どもたちの様子や授業前後の子どもたちの状況については、ほとんどデータをとることができていない。当然ながら、市川市学校支援実践講座のあり方について評価するには十分な程度の観察やインタビューはできており、2014年度以降に向けてさらに充実をはかる見通しである。しかしながら、詳細なデータをとって分析するまでには至っていない。この点も、今後の課題である。

1 本稿は、以下の発表をもとにしている。

藤川大祐、危機管理の発想によるいじめ対策プログラムの検討—リスク要因に着目した教員研修及び授業実践の開発—、日本教育方法学会第49回大会（埼玉大学）、2013年10月5日

2 文部科学省、いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査、2012年11月22日発表。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/11/1328532.htm（最終閲覧日 2013年12月24日）

3 たとえば、日本経済新聞は11月22日発表の記事で、「いじめ認知14万4千件 4～9月で昨年度の2倍」という見出しを掲げている。

http://www.nikkei.com/article/DGXNASDG22031_S2A121C1CR8000/（最終閲覧日 2013年12月24日）

4 平成24年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/12/1341728.htm（最終閲覧日 2013年12月24日）

5 国立教育政策研究所、生徒指導支援資料4「いじめと向き合う」、2013年7月発行。

<http://www.nier.go.jp/shido/shienshiryou/index.html>（最終閲覧日 2013年12月24日）

6 上記「いじめと向き合う」p.5

7 教育再生実行会議、いじめの問題等への対応について（第一次提言）、2013年2月26日、

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaiei/pdf/dai1_1.pdf（最終閲覧日 2013年12月24日）

8 藤川（2012）参照。

9 2013年3月10日に大分県大分市で開催された全国高校生ケータイ利用コンクール「ケータイ甲子園2012」で企業賞を受賞した岐阜県立岐阜総合学園高等学校の発表事例より。「ケ

ータイ甲子園」については以下を参照。

<http://www.kt-koshien.jp/>（最終閲覧日 2013年12月24日）

10 いじめ防止対策推進法でも、「いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処」をまとめて「いじめの防止等」と呼んでいる。

11 たとえば、小森（2013）では、子どもたちがいじめの内容を書き出し、分類して書き出すワークショップ型の実践が紹介されている。

12 たとえば、武田（2009）では、いじめ自体を扱った実践例に加え、「気持ちや主張をじょうずに伝えよう」「怒りをコントロールする」といった実践例が紹介されている。

13 読売新聞 2012年11月15日「教育ルネサンス いじめと向き合う(12) 判決文読んで考える」で紹介されている。梅野・采女（2001）参照。

14 教材作成時点で筆者は認識していなかったが、これら架空事例教材のうち第2の教材と類似の文章教材に、岡坂（1996）による中学生対象の教材「何度までなら許されるのか」がある。「何度までなら許されるのか」では、教師の話聞き漏らすことが多い生徒に対して、他の生徒が「何言っているんだ。ちゃんと説明を聞けよ」「馬鹿、同じことくりかえすな」などと言う様子が描写され、誰の言葉までが許されるのかが問われる。今回の第2の架空事例教材は、この「何度までなら許されるのか」と類似の発想で作られていると言える。ただし、設定を小学校4年生とした点、どこまでが許されているかを問わずに教師や他の子どもが困っている様子を描写している点などの違いがある。

15 小学生（当時）でタレントの春名風花さんが朝日新聞の連載企画「いじめている君へ」に投稿した「いじめと君」という文章（2012年8月16日）を、朝日新聞社の許可を得て新聞紙面そのまま印刷、配布した。

16 市川市教育委員会担当者作成の報告資料より転載。春名風花さんの文章の検討までを含めた感想である。

引用文献

梅野正信・采女博文（2001）、実践いじめ授業—主要事件「判決文」を徹底活用、エイデル研究所

岡坂慎二（1996）、身近な事例をテキストにしての道徳の授業、坂本昇一（編）（1996）、「いじめ」指導のテキスト教材の開発（教育フォーラム「いじめ」への取り組み4）、明治図書出版

小森美登里（2013）、いじめのない教室をつくろう、WAVE出版

武田さち子（2009）、子どもとまなぶいじめ・暴力克服プログラム、合同出版

藤川大祐（2012）、いじめで子どもが壊れる前に、角川学芸出版

謝辞

市川市教育委員会ご関係の皆様、市川市の素晴らしい地域支援者の皆様、そして交流会を実施して下さった学校の先生方や児童生徒の方々に大変お世話になりました。また、研修・講習に参加された方々からも教材に関するフィードバックをいただきました。皆様に感謝申し上げます。